# 議案第35号

専決処分の承認を求めることについて

和光市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、その承認を求める。

令和5年5月19日提出

和光市長 柴﨑 光子

## 提案理由

地方税法施行令の一部を改正する政令(令和5年政令第132号)の施行等に伴い、和 光市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を専決処分したので、地方自治法第179 条第3項の規定により、この案を提出するものである。

# 専 決 処 分 書

次の事項について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、専決処分する。

和光市国民健康保険税条例の一部を改正する条例 (別紙のとおり)

令和5年3月31日

和光市長 柴﨑 光子

和光市国民健康保険税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月31日

# 和光市長 柴﨑 光子

# 和光市条例第17号

和光市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

和光市国民健康保険税条例(昭和35年条例第5号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正 後の欄にあっては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

(国民健康保険税の減額)

## 第21条(略)

- (1) (略)
- (2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき29万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)ア〜エ(略)
- (3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき53万5千円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)ア〜エ(略)

#### 2 (略)

(特例対象被保険者等に係る国民健康保険税の課 税の特例)

第21条の2 国民健康保険税の納税義務者である 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保 険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象被保 (国民健康保険税の減額)

## 第21条(略)

- (1) (略)
- (2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき28万5千円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)ア〜エ(略)
- (3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき52万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)ア〜エ(略)

## 2 (略)

(特例対象被保険者等に係る国民健康保険税の課 税の特例)

第21条の2 国民健康保険税の納税義務者である 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保 険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象被保 険者等(法第703条の5の2第2項に規定する 特例対象被保険者等をいう。第22条の2第1項 において同じ。) である場合における第3条及び 前条第1項の規定の適用については、第3条第1 項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定す る総所得金額(第21条の2に規定する特例対象 被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれてい る場合においては、当該給与所得については、所 得税法第28条第2項の規定によって計算した金 額の100分の30に相当する金額によるものと する。次項において同じ。)」と、「同条第2項 」とあるのは「法第314条の2第2項」と、前 条第1項第1号中「総所得金額及び」とあるのは 「総所得金額(次条に規定する特例対象被保険者 等の総所得金額に給与所得が含まれている場合に おいては、当該給与所得については、所得税法第 28条第2項の規定によって計算した金額の10 0分の30に相当する金額によるものとする。次 号及び第3号において同じ。)及び」とする。

(特例対象被保険者等に係る申告)

## 第22条の2 (略)

2 前項の申告書の提出に当たり、当該納税義務者は、雇用保険受給資格者証(雇用保険法施行規則(昭和50年労働省令第3号)第17条の2第1項第1号に規定するものをいう。)又は雇用保険受給資格通知(同令第19条第3項に規定するものをいう。)の提示を求められた場合には、これらを提示しなければならない。

#### 附則

(公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の 課税の特例)

2 当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額(年齢65歳以上の者に係るものに限る。)の控除を受けた場合における第21条の規定の適用については、同条第1項中「法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額」とあるのは「法第703条の5第1項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した金額から15万円を控除した金額によるものとする。)及び山林所得金額」と、「110万円」とあるのは「125万円」とする。

(上場株式等に係る配当所得等に係る国民健康保 険税の課税の特例)

3 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の2第5項の配当所得等を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第21条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の2第5項に規定

険者等(法第703条の5の2第2項に規定する 特例対象被保険者等をいう。第22条の2におい て同じ。) である場合における第3条及び前条第 1項の規定の適用については、第3条第1項中「 規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所 得金額(第21条の2に規定する特例対象被保険 者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合 においては、当該給与所得については、所得税法 第28条第2項の規定によって計算した金額の1 00分の30に相当する金額によるものとする。 次項において同じ。)」と、「同条第2項」とあ るのは「法第314条の2第2項」と、前条第1 項第1号中「総所得金額及び」とあるのは「総所 得金額(次条に規定する特例対象被保険者等の総 所得金額に給与所得が含まれている場合において は、当該給与所得については、所得税法第28条 第2項の規定によって計算した金額の100分の 30に相当する金額によるものとする。次号及び 第3号において同じ。)及び」とする。

(特例対象被保険者等に係る申告)

#### 第22条の2 (略)

2 前項の申告書の提出に当たり、当該納税義務者は、雇用保険受給資格者証(雇用保険法施行規則(昭和50年労働省令第3号)第17条の2第1項第1号に規定するものをいう。)<u>その他の特例対象被保険者等であることの事実を証明する書類</u>の提示を求められた場合には、これらを提示しなければならない。

#### 附則

(公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の 課税の特例)

2 当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額(年齢65歳以上の者に係るものに限る。)の控除を受けた場合における第21条第1項の規定の適用については、同項中「法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額」とあるのは「法第703条の5第1項に規定する総所得金額(所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した金額から15万円を控除した金額によるものとする。)及び山林所得金額」と、「110万円」とあるのは「125万円」とする。

(上場株式等に係る配当所得等に係る国民健康保 険税の課税の特例)

3 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の2第5項の配当所得等を有する場合における第3条、第6条、第8条及び<u>第21条第1項</u>の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、「同条第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の2第5項

する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、第 21条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは 「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第 5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金 額」とする。

(長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例)

世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被 保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第3 4条第4項の譲渡所得を有する場合における第3 条、第6条、第8条及び第21条の規定の適用に ついては、第3条第1項中「及び山林所得金額の 合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所 得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長 期譲渡所得の金額(租税特別措置法(昭和32年 法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2 項、第34条第1項、第34条の2第1項、第3 4条の3第1項、第35条第1項、第35条の2 第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定 に該当する場合には、これらの規定の適用により 同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金 額から控除する金額を控除した金額。以下この項 において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。 )の合計額から法第314条の2第2項」と、「 及び山林所得金額の合計額(」とあるのは「及び 山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額 の合計額(」と、同条第2項中「又は山林所得金 額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附 則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額 」と、第21条第1項中「及び山林所得金額」と あるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34 条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。

(一般株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保 険税の課税の特例)

世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被 保険者若しくは特定同一世帯所属者が、法附則第 35条の2第5項の一般株式等に係る譲渡所得等 を有する場合における第3条、第6条、第8条及 び第21条の規定の適用については、第3条第1 項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林 所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定 する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「 同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2 項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあ るのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35 条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所 得等の金額」と、第21条第1項中「及び山林所 得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法 附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に 係る譲渡所得等の金額」とする。

(上場株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保 険税の課税の特例)

7 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2の2第5項の規定の上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第21条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「

に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、第21条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」とする。

(長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例)

世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被 保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第3 4条第4項の譲渡所得を有する場合における第3 条、第6条、第8条及び第21条第1項の規定の 適用については、第3条第1項中「及び山林所得 金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び 山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定 する長期譲渡所得の金額(租税特別措置法(昭和 32年法律第26号) 第33条の4第1項若しく は第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、 第34条の3第1項、第35条第1項、第35条 の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の 規定に該当する場合には、これらの規定の適用に より同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得 の金額から控除する金額を控除した金額。以下こ の項において「控除後の長期譲渡所得の金額」と いう。)の合計額から法第314条の2第2項」 と、「及び山林所得金額の合計額(」とあるのは 「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得 の金額の合計額(」と、同条第2項中「又は山林 所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又 は法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得 の金額」と、第21条第1項中「及び山林所得金 額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則 第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」

(一般株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保 険税の課税の特例)

世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被 保険者若しくは特定同一世帯所属者が、法附則第 35条の2第5項の一般株式等に係る譲渡所得等 を有する場合における第3条、第6条、第8条及 び第21条第1項の規定の適用については、第3 条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及 び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項 に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」 と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の 2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額 」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則 第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る 譲渡所得等の金額」と、第21条第1項中「及び 山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並 びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株 式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

(上場株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保 険税の課税の特例)

7 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2の2第5項の規定の上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第21条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とある

及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2 第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の 金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第31 4条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所 得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は 法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株 式等に係る譲渡所得等の金額」と、第21条第1 項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林 所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に 規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と 対方。

(先物取引に係る雑所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被 保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第3 5条の4第4項の事業所得、譲渡所得又は雑所得 を有する場合における第3条、第6条、第8条及 び第21条の規定の適用については、第3条第1 項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林 所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定 する先物取引に係る雑所得等の金額」と、「同条 第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」 と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるの は「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の 4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金 額」と、第21条第1項中「及び山林所得金額」 とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第3 5条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得 等の金額」とする。

(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る国民健康 保険税の課税の特例)

世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被 保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第3 3条の3第5項の事業所得又は雑所得を有する場 合における第3条、第6条、第8条及び第21条 の規定の適用については、第3条第1項中「及び 山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並 びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等 に係る事業所得等の金額」と、「同条第2項」と あるのは「法第314条の2第2項」と、同条第 2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しく は山林所得金額又は法附則第33条の3第5項に 規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、第 21条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは 「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第 5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」 とする。

(条約適用利子等に係る国民健康保険税の課税の 特例)

12 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第21条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条

のは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第21条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

(先物取引に係る雑所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被 保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第3 5条の4第4項の事業所得、譲渡所得又は雑所得 を有する場合における第3条、第6条、第8条及 び第21条第1項の規定の適用については、第3 条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及 び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項 に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、 「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第 2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」と あるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第3 5条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得 等の金額」と、第21条第1項中「及び山林所得 金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附 則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る 雑所得等の金額」とする。

(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る国民健康 保険税の課税の特例)

世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被 保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第3 3条の3第5項の事業所得又は雑所得を有する場 合における第3条、第6条、第8条及び第21条 第1項の規定の適用については、第3条第1項中 「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得 金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する 土地等に係る事業所得等の金額」と、「同条第2 項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、 同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「 若しくは山林所得金額又は法附則第33条の3第 5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」 と、第21条第1項中「及び山林所得金額」とあ るのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条 の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の 金額」とする。

(条約適用利子等に係る国民健康保険税の課税の 特例)

12 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の 被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約 等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法 の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。 以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条 の2の2第10項に規定する条約適用利子等に係 る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び 雑所得を有する場合における第3条、第6条、第 8条及び<u>第21条第1項</u>の規定の適用については、 第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から

第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租 税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地 方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第 46号。以下「租税条約等実施特例法」という。 ) 第3条の2の2第10項に規定する条約適用利 子等の額の合計額から法第314条の2第2項 と、「及び山林所得金額の合計額(」とあるのは 「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法 第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子 等の額の合計額(」と、同条第2項中「又は山林 所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又 は租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項 に規定する条約適用利子等の額」と、第21条第 1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山 林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の 2の2第10項に規定する条約適用利子等の額| とする。

(条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の 特例)

1.3 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の 被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約 等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する 条約適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑 所得を有する場合における第3条、第6条、第8 条及び第21条の規定の適用については、第3条 第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第 2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税 条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方 税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第4 6号。以下「租税条約等実施特例法」という。) 第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当 等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、 「及び山林所得金額の合計額(」とあるのは「及 び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3 条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の 額の合計額(」と、同条第2項中「又は山林所得 金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租 税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規 定する条約適用配当等の額」と、第21条第1項 中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所 得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の 2第12項に規定する条約適用配当等の額」とす

同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並び に租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及 び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法 律第46号。以下「租税条約等実施特例法」とい う。)第3条の2の2第10項に規定する条約適 用利子等の額の合計額から法第314条の2第2 項」と、「及び山林所得金額の合計額(」とある のは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特 例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用 利子等の額の合計額(」と、同条第2項中「又は 山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金 額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第1 0項に規定する条約適用利子等の額」と、第21 条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及 び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3 条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の 額」とする。

(条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の 特例)

13 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の 被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約 等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する 条約適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑 所得を有する場合における第3条、第6条、第8 条及び第21条第1項の規定の適用については、 第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から 同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並び に租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及 び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法 律第46号。以下「租税条約等実施特例法」とい う。) 第3条の2の2第12項に規定する条約適 用配当等の額の合計額から法第314条の2第2 項」と、「及び山林所得金額の合計額(」とある のは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特 例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用 配当等の額の合計額(」と、同条第2項中「又は 山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金 額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第1 2項に規定する条約適用配当等の額」と、第21 条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及 び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3 条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の 額」とする。

## 附則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の和光市国民健康保険税条例の規定は、令和5年度以後の年度 分の国民健康保険税について適用し、令和4年度分までの国民健康保険税については、 なお従前の例による。